

第29回全国手話通訳問題研究討論集会開催要項

「生きる！繋ぐ！拓く！」～未来への発信～

日時：2013年2月23日(土)・24日(日) 会場：中京大学名古屋キャンパス

国は障害者自立支援法を廃止し、新しい法律を作ると約束しました。しかし、2012年6月27日に公布された障害者総合支援法は、障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会がまとめた骨格提言がほとんど反映されていません。しかも障害者自立支援法違憲訴訟の原告団と国が締結した基本合意文書にも反したものになっています。

また、高松市では市内在住の聴覚障害者が手話通訳の派遣申請をしたところ却下になる事態が起きました。高松市に対して不服申し立てを行いました。これも却下されたため、高松市の手話通訳派遣の見直しを求め、裁判所に提訴しています。2011年8月5日に公布・施行された改正障害者基本法に「手話は言語」と明記されたにも関わらず、聴覚障害者のコミュニケーション保障が果たされない事態が各地で起こっています。このように情報を得るといふ、人として当然の権利さえも保障されない現状があります。私たちは聴覚障害者のあらゆる生活場面での不利益や、人権侵害が無くなるよう、長年運動を続けてきました。先輩たちの並々ならぬ努力と研鑽の結果、少しずつですが成果を上げてきています。

まだまだ課題はたくさんありますが、どこまでも諦めることなく、運動を積み重ね、広く国民に訴えていきましょう。先輩たちの努力を後につなげていくためにも、私たち一人ひとりが学習・議論を重ね、理解と支援の輪を広げていきましょう。

そして、聞こえる人も聞こえない人も人間らしく生きるために、これからも多くの仲間との繋がりを深め、未来を拓いていきましょう！

日本の真ん中の愛知で！

全国の皆さんのご参加を心よりお待ちしております！

- 主催：財団法人全日本ろうあ連盟／一般社団法人全国手話通訳問題研究会
- 主管：一般社団法人愛知県聴覚障害者協会／愛知県手話通訳問題研究会
- 後援：愛知県／名古屋市／愛知県教育委員会／名古屋市教育委員会／社会福祉法人愛知県社会福祉協議会／社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
- 協力：中京大学

【日程】

	9:00	11:00	12:00	13:00		16:30	17:00	
18:30								
2月23日 (土)	全日ろう連・全通研 合同定例会		司会者・ 共同研究 者会議	受付	分科会		移動	機関会議等
2月24日 (日)	分科会			昼食	分科会	移動	全体会	
	9:00		12:00	13:00	14:45	15:00	16:00	

集会参加申し込みのご案内

■ 集会参加の申し込み先

各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部

1 集会参加費

・ 4,000円(参加資格は全日ろう連・全通研会員のみ)

2 参加申込方法

・ 申込書に記入のうえ、諸費用を添えて、各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部にお申し込みください。
住所・氏名は、はっきりとわかりやすくお書きください。個人による開催地への直接申し込みはできません。

3 申込期限

2012年12月10日(月)

(注)キャンセルの場合、参加費の返金はできません。

・ 各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部は、参加申込書を取りまとめ、総括申込書(後日送付いたします)に記入の上、2012年12月17日(月)までに【第29回全国手話通訳問題研究討論集会実行委員会】係宛(連絡先は4頁参照)にお送りください。

4 宿泊

・ 4頁に、日本旅行名古屋支店幹旋のホテルを紹介しております。

5 駐車場に関して

・ 会場までは、公共交通機関のご利用をお願いします。会場に駐車場はありません。

6 昼食

昼食代1,000円

7 保育

・ 保育料(1人1日あたり/傷害保険料等)500円

・ 保育をご希望の方は、下記事項(※)を了承のうえ、参加申込書の該当欄に記入してください。当日の申し込みはお受けできません。

※お預かりできるのは、3歳から就学前までのお子様です。おやつ、飲み物は各自ご持参ください。

※保育時間は分科会の時間帯だけです。昼食時にはお子様をお引取りください。

8 情報保障について

・ 手話通訳・要約筆記・ノートテイクなどは集会実行委員会で準備しません。各分科会の中で、参加者の支部やブロックの方が情報保障にご協力いただくようお願いいたします。

9 書籍販売

・ 自主出版物を販売される方は、申込書(書式は自由「1:書籍名、2:発行者名、3:責任者の住所・氏名・連絡先を必ずご記入のこと」)を2012年12月10日(月)までに、各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部にお申し込みください。

・ 各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部は、2012年12月17日(月)までに、上記申込書を集会実行委員会宛にお送りください。

・ 書籍の販売・管理は、各申込者に責任を持っていただきます。実行委員会では販売要員は用意しません。また、販売物は当日持込みになります。実行委員会でのお預かりはしません。

10 レポートについて

・ レポートは、2012年12月10日(月)までに、各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部にご提出ください。

・ レポートは、個人名、所属名だけでは提出できません。必ず各聴覚障害者団体または全通研支部を通して提出してください。

・ 各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部は、集約したレポートを2012年12月17日(月)までに、下記のメールアドレスに電子データでお送りください。印刷の都合上、締め切り厳守をお願いします。

※ 電子データで保存しますので、レポートはWord(ワード)等で作成し、できればPDFに変換してお送りいただくようお願いいたします。

レポート送付先:メールアドレス:NRASLI@zentsuken.net

一般社団法人全国手話通訳問題研究会「討論集会レポート」係

(〒602-0901 京都市上京区室町通今出川下ル 繊維会館内)

11 報告書について

報告書をご希望の方は、当日、分科会会場でお申し込みください(1部1,000円送料含む)。

地域で、集団で、レポートづくりを

1) さまざまな実践の取り組みをレポートに

レポート作成にあたって、これまでの実践や活動などの取り組みの記録を振り返りながら、集団的に話し合うことが大切です。そして、過去の「研究討論集会報告書」などで、分科会の到達点や課題を日々学習しながら、取り組みの成果や課題をまとめましょう。

研究討論集会を日々の学習や活動の節目と位置づけ、全国各地の仲間との学習、交流を通して、今後の取り組みの方向性を明らかにしていきましょう。

2) 集団的レポートづくりを

レポートをまとめる際、集団の目を通したレポートづくりに努力しましょう。一つひとつの事実がどのような意味を待っているのかなど、みんなで話し合いながら、自分たちの取り組みをまとめてみましょう。

3) 継続したレポートの発表も

分科会では討論の最後に、次の集会までに取り組む課題を確認し合います。確認された課題がどのように取り組まれたかは、大いに期待されています。昨年発表したところは、その後の取り組みをまとめてみましょう。

4) 話し合いたいことをわかりやすくまとめて

レポート発表の時間は限られています。討論したいことが参加者にわかるように、わかりやすく、的確にまとめてください。

レポート作成にあたって

1) 発表レポートは「資料集」に掲載します

十分な分科会討論がされるためには、参加者が事前にレポートに目を通せることが大切です。発表者の話もわかりやすく、スムーズに討論も進みます。そのため、討論集会では、集会参加者全員に配布する「資料集」を作成しています。

また、レポートは電子データで保存する関係で、Word(ワード)等で作成願います。作成したレポートは、2012年12月10日(月)までに各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部に提出してください。締切日は厳守してください。当日のレポート持ち込みはできません。

2) レポート作成は所定の書式で

レポートは、下記書式で作成してください。枚数は原則として2枚以内とします。ただし、字数の関係もありますので、2枚を超える場合は、4枚までとします。届いたものをそのまま印刷しますので、できるだけPDFに変換して提出してください。

- ・サイズ…A4縦、横書き
- ・四辺の余白…上下各25mm、左右各20mm
- ・1枚あたりの字数…35字×40行=1,400字(1段組)
- ・本文の文字種は「明朝体」、文字サイズは「11ポイント」
- ・タイトル、レポート作成者とその所属(聴覚障害者団体または全通研支部)の記載は、5行分使用するものとする

・レポートを、聴覚障害者団体または全通研支部以外の方または団体が作成した場合、レポート作成者名は「組織名」に加え、作成者が所属する聴覚障害者団体または全通研支部名を明記する

・レポートは、必ず各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部を通して提出する

・レポートは、『レポート提出票(提出分科会/レポートタイトル/発表者(所属含む)/必要機材/特記事項(発表の順番等の希望)を記入するもの』と一緒に提出する

3) 当日配布「補足資料」について

提出レポートに対する「補足資料」は、集会当日の10日前までに本部事務所まで、電子データ(メール)で送ってください。パワーポイントで作成したものも含まれます。

また、集会当日は、分科会司会者に3部と本部控え2部(全日本ろうあ連盟と全国手話通訳問題研究会用)の計5部提出して、許可を得て配布してください。資料は、当該分科会の参加者数分を準備して持参してください(分科会ごとの参加者数については、資料集と合わせてお送りします)。

集会当日の印刷等は、会場ではできません。

4) 視聴覚機材の利用申し込みについて

ビデオ、プロジェクター等の機器利用希望は、レポート提出時に『レポート提出票』にその旨を明記し、申し込んでください(準備できない場合もありますので、ご了承ください。また、パソコンについては、各自持参してください)。

第29回全国手話通訳問題研究討論集会

《分科会討議の柱》

第1分科会「登録手話通訳者の活動」

昨年の栃木集会で、登録手話通訳者に係わる様々な問題が論議され、特に登録制度が効果を発揮するためには手話通訳者設置との一体的運用が不可欠なことが確認されています。しかし、厚生労働省の発表では「手話通訳派遣」の実施市町村は増加しているが、依然「手話通訳設置」が進んでいないことが明らかになっています。

また、「障害者自立支援法」が「改正」され、「障害者総合支援法」になりました。この法律で「意志疎通支援」を行う者の養成・派遣が市町村及び都道府県事業の双方に組み込まれ、新たな制度設計が求められています。

国制度の変更という大きな流れをつかみながら、「登録手話通訳者の活動」について、さまざまな問題を論議していきたいものです。

<討議の柱>

- 1 栃木集会以降、各地の登録手話通訳制度や登録手話通訳者集団の活動の変化について情報交換を行いましょ。
- 2 登録手話通訳者の学習や研修保障について、取り組みの実践を交流し、成果や課題を明らかにしていきましょ。
- 3 登録手話通訳活動に参加する中での、疑問、問題点、解決すべき課題を明らかにしていきましょ。昨年の論議の中で積み残しとなっている「24時間・緊急体制」の問題について、各地での取り組みを交換し、論議しましょ。
- 4 登録手話通訳者の要望等が派遣事業体に反映できているのか、また、どのような制度的な仕組みが必要なのか各地の実践を交流しましょ。
また、登録している私達自身の立場(労働者、善意の市民)についても論議を深めましょ。
- 5 「障害者総合支援法」による「意志疎通支援」にかかわる各地の論議を紹介しあい、制度設計を検討するときに必要な情報の交換をしましょ。

第2分科会「手話通訳派遣コーディネート業務と役割」

昨年も報告した通り、2010年度に全通研が実施した、「雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査報告」では調査回答者の内45%程度の手話通訳者がコーディネート業務を行っていると応えていて、報告書は、コーディネート業務の整理と資質の向上が必要だとしています。

これまでの分科会の討議の中では、コーディネート業務を担当する者に必要なスキルや専門性、役割について議論を深めてきました。昨年度はレポート発表後に、各地域の課題を出し合いました。コーディネート業務との関連では、業務の性格から自明ですが、手話通訳制度の課題と重なり、制度の不備を現場のコーディネート担当者（非正規職であったり、時間外休日は個人での対応など、自身の課題も多く報告されている。）が「工夫」して乗り越えようとしている姿が明らかとなっています。

中でも、①広域派遣の基準や運用についての課題。②手話通訳者の量的な不足、研修などの保障、年齢などの課題。③夜間や休日などの緊急時対応の課題。など中心的な課題として多くの意見が交わされました。また、「今年度からコーディネート担当になった人や経験年数が2～3年という中で、手探り状態でコーディネートを担っている状況、要約筆記コーディネートについても担当しているという戸惑い」などは引き続き課題となっています。

今年は、6月に成立した障害者総合支援法を具体化するための法令整備が課題となる中での開催です。以下の柱を中心に、これまでの積み上げを皆さんとまとめていきたいと思っておりますので、是非ご参加いただき、実践例や地域で頑張っているコーディネート担当職員の声をお聞かせください。みなさんの積極的なレポート参加をお待ちしております。

<討議の柱>

- 1 適切なコーディネートについて客観的な視点での整理・まとめ
- 2 制度発展につながるコーディネート業務と社会資源の連携
- 3 より良いコーディネートと報告書の在り方についての整理
- 4 コーディネート担当職員研修
- 5 要約筆記コーディネートについて
- 6 手話通訳事業運営委員会について
- 7 緊急時対応や広域派遣についての経験交流

第3分科会「手話通訳者の専門性を高めるために」

この分科会では、設置（専任・専従）手話通訳者の専門性を高めるために、各地域の実践を元に討議を行ってきました。

昨年度は、手話通訳派遣事務所の役割や研修会の意義、関係団体との連携などを話し合いました。ろう者の暮らしを見つめた手話通訳者の実践をレポートにしてください。各地域で行われている私たちの取り組みから課題を整理し、手話通訳者の専門性について、一緒に考えましょう。

○手話通訳の専門性を分析する

聞こえない方々と直接向き合う手話通訳者として、問題発掘や社会資源開発に結びついた実践を持ち寄りましょう。

また、他機関との協同については、手話通訳者として「聞こえない」ことをどう他機関に繋げ、取り組んだのか。実践だからこそ見える現状と課題について一緒に話し合しましょう。

○地域における職能集団の形成とあり方を考える

「職能集団」とは専門的資格を持つ専門職従事者らが、自己の専門性の維持・向上や、専門職としての待遇や利益を保持・改善するための組織と定義されています。この分科会では、各地域で組織されている「手話通訳者の組織」の実態を持ち寄り、あるべき姿について考えます。

<討議の柱>

- 1 手話通訳の専門性を分析する
 - (1) 専門性を発揮した事例での分析
 - (2) 他機関と協働した事例での分析
- 2 地域における職能集団の形成とあり方を考える

第4分科会 手話通訳者を養成するために

2006年12月に国連で障害者権利条約が採択され、手話を使う権利、手話で生きる権利が確認されました。日本においては、2011年7月に一部改正された障害者基本法に、手話を言語とみなす一文が盛り込まれ、手話は言語であり、その手話を使って社会参加する権利が認められつつあります。手話で社会参加するには手話通訳が不可欠です。そのため、手話通訳者の養成は手話通訳制度の根幹をなす重要な課題です。

各地の経験を交流し、それぞれの課題を確認しあい、よりよい手話通訳養成をめざして討議を行います。

<討議の柱>

- 1 地域における手話通訳者養成の現状と課題
- 2 講師の養成や選定について
- 3 テキスト、教材、指導課程、指導法の開発について
- 4 手話通訳者養成講座と統一試験・通訳士試験の関係について

第5分科会「専門学校等での手話講座」

介護福祉士養成校や他の専門学校、高校、大学等で手話についての授業が行われ、全通研やろう協の会員が講師を担っている例が数多くあります。それぞれの学校では目的、対象者、人数、回数等の条件がさまざまです。その中で、講師は、学生に何を学んでほしいのか、授業内容をどう構成するのか、また指導のあり方はどうなのか、使用する手話・指導する手話はどのようなものなのか、聴講師とろう講師がどのように協力していくのか等の悩みを抱えています。この分科会では、実際に専門学校等での授業を担当している方、またその予定である方を中心に、これらの課題の解決に向けて議論を進めていきます。

<討議の柱>

- 1 模擬授業を通して
学校で求めている目的に沿いながら、「手話」という授業を通して、学生にどんな人間になってほしいのか、何を学んでほしいのか、その達成のための効果的な指導はどうすればいいのかなどを、模擬授業や参加者の経験交流を通して議論を深めたい。
- 2 教材・教具の工夫について
授業を効果的に行うために、授業の意図をわかりやすく理解してもらうための教材や教具をどのように工夫しているか。それらについての意見交流をして議論を深めたい。
- 3 講師養成・研修・派遣体制について
各種専門学校等で手話や聞こえないことなどに対する授業が増えている中で、担当する講師が不足している。それに対応するために、どのようにして講師を養成しているのか、各地の取り組み状況を報告し合い、意見交流をして論議を深めたい。
- 4 悩みコーナー
講師を担当する中での悩みについてお互いに出し合い、参加者の中からその解決方法や工夫を考える。
- 5 その他
情報交換
 - ・各自がシラバス（講義概要）を25部持ち寄り配布するが、報告や質疑をしない。
 - ・使用テキスト（市販・自作）を持参・展示し、参考にする。

第6分科会「手話」

例年、各県やブロックにおける地域の手話の保存の取り組みや、分野別手話の創作の取り組みが報告されています。介護に関する手話の創作は、介護現場で働く人たちに期待されています。また地域で使われている手話の記録をとおして手話の成り立ちや変化に関する研究に発展している地域もあります。

各地域で作成された手話に関する冊子、ビデオ、DVDなどの成果物を持ち寄り、制作過程の取り組みや制作後の普及活動をレポートにまとめて発表しあい、手話という言語の財産を共有し学びあいましょう。

<討議の柱>

- 1 地域で使われている手話の収集・整理と保存の取り組みについて
- 2 分野別の手話の整理や創作の取り組みについて
- 3 標準手話と地域の手話の関係及び標準手話の普及について

第7分科会「聴覚障害者の暮らしを見つめて（医療）」

2011年度の討論集会では、医療班が耳の日大会などでの医療相談コーナー設置、医療現場での経験をみんなのものにする取り組みや手話通訳者と医療従事者の連携などの取り組みと同時に、高齢聴覚障害者への対応や医療班活動の課題、災害や緊急時の対応が不十分な状況も報告・討論されま

した。

分科会での報告・討論された聴覚障害者が安心して受診できる環境をつくるための取り組みは、全国に広がり、各地で医療班の設立や関係機関との連携などが行われています。

しかし、聴覚障害者へのタイムリーな医療情報の提供、高齢聴覚障害者への対応、医療従事者への聴覚障害者問題の啓発、病院など医療機関での情報保障のあり方など残された課題は山積しています。

今年も地域の取り組みを基に全国の仲間との意見交流・討論をすすめていきます。

<討議の柱>

- 1 聴覚障害者への医療支援の問題点と課題について
- 2 医療従事者、聴覚障害者、手話通訳者、医療班の関係づくりと連携について
- 3 聴覚障害者組織・医療関係団体との関係づくりと連携について
- 4 災害時・緊急時などにおける取り組みについて
- 5 医療班活動について

第8分科会「聴覚障害者の暮らしを見つめて（労働）」

2009年の政権交代後も景気の低迷、雇用不安はいっそう強まっており、円高が更に追い討ちを掛けています。中高年者のみならず、若年者、新卒者も就職がままならない状況が続いています。

中小企業の経営縮小や倒産は依然として続いており、給与や賞与の切り下げ、身分の改悪、解雇など、障害者の雇用は極めて不安定な状況となっています。

このような社会状況の中で、どうすれば雇用が守られるのか、聴覚障害者が働きやすい職場環境を実現できるのか、またどんな支援ができるのか、話し合っていきたいと思います。

<討議の柱>

- 1 聴覚障害者に関わる制度（手話協力員制度、助成金制度、労働に関わる新たな制度など）について
- 2 職場内での情報保障、コミュニケーション保障の現状と取り組みについて
- 3 聴覚障害者団体、全通研支部における労働対策の取り組みについて
- 4 ネット（関係機関との連携）で支える取り組みについて
- 5 障害者職業能力開発校における手話通訳者の設置と講義保障について

第9分科会「手話サークル」

昨今、各地域で手話学習者が減少しているという声があります。IT社会が浸透する中で他者と交わらず個人で学習する人の数が増えているのかもしれませんが。

しかし、手話は聞こえない人たちの生活そのもの。私たちは聞こえない人たちの暮らしを見つめ、暮らしに学び、共に歩くという視点で活動を続けています。

手話サークルは聞こえない人たちと直に接することができる場所です。全国各地の取り組みの様子を聞きながら、自分の地域の活動に活かせる討論の場にしていきましょう。

<討議の柱>

- 1 手話サークル活動を継続するには？
- 2 社会の動きと手話サークル
- 3 地域で果たす手話サークルの役割

第10分科会「手話通訳者の健康」

「健康」の問題は、制度や養成とも密接な関係があります。地域の様々な状況を出し合い、健康を守る仕組みづくりの取り組みや活動について情報交換し、ともに学び、“みんなで健康に”の願いのもと、健康を阻害するものは何か、それをはねかえすためには何が必要かなど、大いに話し合しましょう。

また、日ごろの活動のなかで考えていること、不安や迷いなども語り合いませんか。

2011年度に引き続き「被災地域における通訳者の健康」についても、みなさんと一緒に考えていきましょう。

<討議の柱>

- 1 各地の健康問題への取り組みについて
 - ・ 労災認定・公務災害認定の支援と現状
 - ・ 過重な通訳者負担の軽減への取り組み
 - ・ 健康管理に結果が反映される検診
- 2 健康障害の要因と予防対策について
 - ・ 予防対策の実施状況
 - ・ 健康学習
- 3 けいわんは何故なくなるのか
 - ・ もう一度原点に立ち返り考える
 - 聴覚障害者の特性を、私たちは本当に理解し、活動できているのか
 - 自分が、仲間が、けいわんになってしまったらどう支えるのか。どうしてほしいのかなど
- 4 被災地域における通訳者の健康について

第11分科会「聴覚障害者関連施設」

聴覚障害者の社会的ニーズにどう応えていくのか、財政的基盤の厳しいなかで、それぞれの地域では懸命な実践を積み重ねています。活動を展開する際にどのような制度が利用できるのか、また、このようなことで壁にぶつかっているので対応策を教えて欲しい等の実践活動を互いに交流しましょう。

地域での実践活動の途中経過でも、失敗談でもかまいません。より多くのレポート提出を期待します。

<討議の柱>

- 1 聴覚障害者関連施設の施設づくりや事業運営の現状について
 - ・ 各地で取り組まれている施設づくりや事業（活動）の実践を交流します。
 - ・ 施設づくりや事業運営についての問題点や課題と思われることを出し合います。
 - ・ 障害者自立支援法のもとで、利用者負担の問題点や、事業所運営の問題点について出し合います。
- 2 聴覚障害者の生活やコミュニケーションを支援する施設や事業の役割について
 - ・ 聴覚障害者の地域生活に関わるそれぞれの関連施設や事業の役割について考えます。
- 3 施設づくりや事業運営と関係団体の関わりについて
 - ・ 施設づくりや事業運営と関係団体の連携の現状について話し合います。
 - ・ 施設づくりや事業運営における関係団体の役割やあり方について深めます。

第12分科会「手話通訳者の設置・派遣について」

2011年7月改正の障害者基本法は、手話を言語と位置付け、国及び地方公共団体に対し、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるように必要な施策を講じることを規定しました。

2013（平成25）年4月に施行される障害者総合支援法は、「手話通訳等」を「意思疎通支援」とし、実施主体を市町村としながら、広域派遣対応とともに都道府県事業に「派遣」が規定されました。また、基幹相談支援センターの連携先に意思疎通支援事業の関係者が規定されました。

しかし、全ての市町村が、正規職員を配置した手話通訳事業を完全に行う制度の確立は実現していません。手話通訳者を雇用する手話通訳設置事業の実施率は、2011（平成23）年3月末時点で約3割です。しかも、雇用身分は約8割が非正規職員であり、不安定な労働実態は改善されていません。

一方、登録された手話通訳者を派遣する事業の実施率は7割を超えていますが、登録基準や派遣対象、報酬額、事業運営の方法など、市町村により実施内容に格差があります。

2011年2月には「手話通訳派遣却下処分取消等請求事件」訴訟が起こされ、情報・コミュニケーションは人権保障として根幹的な権利であると争われています。

障害者権利条約の批准に向け、コミュニケーションは生きる権利として、「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定を中心にした法整備が強く求められます。

上記のような状況を踏まえ、以下の課題について討論します。

<討議の柱>

- 1 手話通訳事業の実施モデル（案）について
- 2 手話通訳設置事業と手話通訳派遣事業の現状と問題点について
- 3 手話通訳者の設置制度を実現する取り組み、制度の充実と課題について
- 4 手話通訳者の派遣制度を実現する取り組み、制度の充実と課題について

第13分科会「手話を広めるための取り組み」

東北を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災では、被災した聴覚障害者を最初に支援したのは地域の人たちでした。その地域の中に、どれだけの聴覚障害者や手話の理解者がいるかということが、被災後の聴覚障害者の生活に大きく影響しました。

こうした災害時も含め、聴覚障害理解や手話を広める取り組みは、聴覚障害者が地域で安心して生活していく上でとても大きな意味を持っているのではないのでしょうか。

これまで私たちが運動してきた成果と課題をふまえつつ、手話普及の目的や意義、具体的な活動内容について意見を交換し、深めていきたいと思えます。

<討議の柱>

- 1 全国手話検定試験事業と結びつけた手話普及活動
- 2 学校での手話の普及
- 3 聴覚障害者が利用する社会資源の職員・関係者への手話の普及
- 4 手話奉仕員養成事業のあり方と受講生の修了後の活動
- 5 手話普及の実施形態や講師の養成等について

第29回全国手話通訳問題研究討論集会・参加申込書

☆欄に記入、または該当する項目を○で囲んでください。

ふりがな		性別	年齢	所属
氏名		男 女	歳	ろう協 支部
住所 <small>※アパート名等も お書きください</small>	〒() 都道 府県			
TEL/FAX	TEL() -	FAX()	-	

	第1希望	第2希望
参加希望分科会(第2希望までご記入ください) 記入例 第4「手話通訳養成」		

参加諸費用(内訳)			
1. 参加費			4,000円
2. 昼食代(24日分)			円
3. 保育費	23日(土) 人	計 人	円
1日1名あたり500円 (3歳~就学前) お子さんの名前・年齢	24日(日) 人		
	お名前	お名前	
	(歳) 男・女	(歳) 男・女	
	合計		円

----- きりとり -----

領収書(兼 参加者控え)

年 月 日

様

参加希望分科会	
第1希望	
第2希望	

諸費用	1. 参加費	4,000円
	2. 昼食代	円
	3. 保育費	円
	合計	円

受領者

印

<申し合わせ事項>

集会は参加者の協力で行ってまいります。

記録・通訳・要約筆記・ノートテイクなどは集会実行委員会で準備しません。

討論集会参加者は、都道府県・ブロックでの事前学習活動に参加してください。